

お客さま各位

日本航空株式会社

2018年1月からのリチウム電池及びエンジンに係るIATA危険物規則の変更について

平素よりJALCARGOをご利用いただき、ありがとうございます。

さて2018年1月1日発効のIATA危険物規則書第59版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内ではお客さまからのお問い合わせが多いと考えられる、リチウム電池及びエンジンに係る変更点について、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. リチウム電池に係る輸送規則の変更について

包装基準 965 (UN3480 リチウムイオン電池) および 包装基準 968 (UN3090 リチウム金属電池) 【注】

A. Section IA および Section IB の追加要件として、以下が追加されました。

- ①単電池および組電池を区分 1.4S を除く分類 1(火薬類)、区分 2.1(引火性ガス)、分類 3(引火性液体)、区分 4.1(可燃性固体)、または区分 5.1(酸化性物質)の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
- ②単電池および組電池を含む包装物を、区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、または区分 5.1 の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。

B. Section II の追加要件として、以下が追加されました。

単電池および組電池を他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。

C. Section II のオーバーパックの要件として、以下の文章のうち、下線部が追加されました。

Section II の要件を満たした包装物は1個だけオーバーパックに収納できる。オーバーパックはまた、お互いに危険な反応をする物質を包装物に含んでいなければ、区分 1.4S を除く分類 1、区分 2.1、分類 3、区分 4.1、または区分 5.1 を除く危険物または本規則の適用を受けない貨物をオーバーパックに置くことができる。

【注】包装基準 965 が適用となる UN3480 リチウムイオン電池、および包装基準 968 が適用となる UN3090 リチウム金属電池は危険物規則上、旅客機での輸送が禁止となっていますので、ご注意ください。

2. 引火性液体で駆動するエンジン、内燃機関、又は燃料電池エンジンを非危険物として輸送する場合の書類要件の追加について

エンジン類に適用される「特別規定 A70」に、引火性液体で駆動するエンジン、内燃機関、又は燃料電池エンジンを非危険物として輸送する要件として、荷送人が運航者に対し、洗浄と浄化が手順に従って行われていることを記した書類または電子書類を提出していることが追記されました。

2018年1月1日以降、当該品目を非危険物として出荷される際には、洗浄と浄化が適切に行われたことを証明する書類または電子書類の弊社への提出が必須となりますので、ご注意ください。

3. その他

前述 1 の変更点を反映して、「リチウム電池の取り扱い一覧表」を改定いたしましたので、ご参照願います。

[別添]

添付-1: リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2: リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

以上